

後期高齢者医療制度スタートへ

4月から各種医療制度が変わります

国民健康保険制度関係

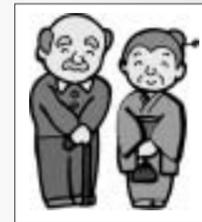
● 70～74歳(一般)の自己負担限度額

平成 21 年 3 月 31 日まで		平成 21 年 4 月 1 日から	
外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
12,000 円	44,400 円	24,600 円	62,100 円<44,400 円>

※カッコ内は過去 12 か月以内に外来+入院の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額

70～74歳 医療費窓口1割負担 1年間据え置きに

昨年12月号広報でもお知らせしましたが、70歳から74歳までの医療費窓口1割負担が、1年間据え置きとなります。今年4月から2割負担となる予定でしたが、制度の凍結措置により、実施が平成21年4月からになったものです。平成21年3月31日までは、原則1割(現役並み所得の方は3割)負担のままで、その後2割に引き上げられます。これに伴って、医療費が高額になったときに支払う自己負担限度額も平成21年4月から上の表のとおり変更となります。



国の医療制度改正により、各種医療制度が4月から変わります。国民健康保険(国保)制度では、70～74歳までの医療費窓口1割負担が1年間据え置かれることになりました。また、昨年10月号から広報「くんねっぷ」でシリーズ掲載しています「後期高齢者医療制度」も4月からスタートします。

退職者医療制度の 対象者が 65歳未満に

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金など)が受けられる75歳未満の方とその扶養家族は、退職者医療制度を受けますが、今年4月からは、その対象年齢が65歳未満に変わり、65歳になると一般の国保加入者となります。

家族の負担軽減へ

現在、乳幼児医療費受給者証が交付されていない乳幼児が病院にかかったときの負担は、3歳未満までが2割で、3歳以上からは3割負担となっていますが、4月以降は、小学校入学前(6歳に達する日以降の最初の3月31日)まで2割負担となり、家族の負担が軽減されます。

(現在、乳幼児医療費受給者証の交付を受けている方の負担は変わりません)

国保の保険証を3月に郵送で一斉更新します

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は、平成20年4月30日までとなっていますが、平成20年4月からの医療制度改正に伴い4月1日から使用できなくなるため、3月末までに新しい保険証に更新します。

新しい保険証は、配達記録郵便で3月中に郵送します。世帯の皆さんの保険証は、まとめて世帯主にお送りしますので、ご家族分を確認の上、大切に保管してください。

なお、修学のため家族と離れて訓子府町以外

の市町村に住む場合は在学証明書が必要ですので医療給付係まで提出願います。ただし、過去に在学証明書を提出されたことのある方の分は提出の必要はありません。

※現在、国保の加入者で老人保健制度の適用を受けている75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上で、本年4月から後期高齢者医療制度に移行する方は除きます。なお、この制度に移行する方の後期高齢者医療保険証は3月末までに郵送します。

対象は原則75歳以上

これまで広報でシリーズとして取り上げ、町内各所で説明会なども開催してきました後期高齢者医療制度ですが、4月スタートが間近に迫り、現行との主な変更点についてご紹介します。

加入手続きは必要ありません

現在の老人医療受給者は、自動的に加入することになりますので、手続きは必要ありません。ただし、4月以降に65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方が、後期高齢者医療に加入する場合は、市町村への申請が必要です。

保険料は一人ひとりが納めます

保険料は、加入者がそれぞれの負担能力に応じて納めることになります。全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

所得の低い世帯では、所得水準に応じて均等割額が軽減され、扶養家族は、2年間所得割額がからず均等割額も半額になります。ただし、平成20年度は、特例として9月までは保険料はからず、10月から平成21年3月までは均等割額の1割負担となります。

保険料の徴収は4月から

保険料の徴収は、4月から始まり、介護保険料と同じく、原則として年金から差し引いて納付されます。ただし、年金の年額が18万円未満の方などは、納付書や口座振替で納付することになります。

病院などでの窓口負担は1割または3割

病院などの窓口で支払う自己負担額は、現行の老人保健制度と同じく、かかった医療費の1割です。ただし、現役並み所得の方は、3割を負担します。

被用者保険の加入者扶養家族は?

被用者保険(社会保険など)に加入している方が後期高齢者医療に加入した場合、その扶養家族で後期高齢者医療の対象とならない方は、市町村の国民健康保険に加入することになります。

子どもなどが被用者保険に加入していれば、その扶養家族として加入できる場合もあります。どちらの場合も加入手続きが必要です。

☆被保険者証が一人1枚に☆

後期高齢者医療制度では、一人1枚の保険証で医療を受けることになります。保険証は、3月末までに対象者の方へ郵送します。

年間保険料の計算方法 (平成 20・21 年度)

年間保険料	限度額 50 万円
均等割額	43,143 円 (所得の低い世帯の方は軽減されます)
+	
所得割額	(前年の所得 - 33 万円) × 9.63%



北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

■ 問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)